

# 市・県民税に係る税制の改正

平成18年度市・県民税から実施される税制改正の主な改正点をお知らせします。

特に、65歳以上の皆さんは、  
 高齢者控除(控除額48万円)の  
 廃止や公的年金等の控除額が  
 140万円から120万円に  
 変更になったことにより、昨年  
 に比べ市・県民税が増額になる  
 人、または新たに課税となる人  
 が多くなっています。

少子高齢化の時代を迎え、税  
 制面の見直しが行われています  
 ので、皆さんのご理解・ご協力  
 をお願いします。

## 定率減税の縮減

平成11年度から実施されてい  
 た定率減税が改正され、市・県  
 民税については所得割額の15%  
 (上限4万円)から7・5%(上限  
 2万円)と減税額が半減となり  
 ました。なお、翌19年度からは  
 減税は廃止となります。

## 高齢者控除の廃止

年齢65歳以上の人で、合計所

得金額が1,000万円以下の  
 人に係る高齢者控除額48万円が  
 廃止されました。

## 公的年金控除額の改正

公的年金控除のうち年齢65歳  
 以上の人に乗せられている措  
 置が廃止され、公的年金等の所  
 得に係る算出方法は、表1のと  
 おりとなりました。

なお、高齢者特別加算とし  
 て年齢65歳以上の人の公的年金  
 控除の最低保障額を50万円加算  
 し、120万円となりました。

## 高齢者非課税措置の廃止

年齢65歳以上の人のうち前年  
 の合計所得金額が125万円以  
 下の人に対する非課税措置が廃  
 止されました。

ただし、平成17年1月1日に  
 年齢65歳に達していた人(昭和  
 15年1月2日以前生まれ)で、  
 前年所得金額が125万円以下  
 の人については経過措置があ  
 り、18年度、19年度と表2のと  
 おり段階的に廃止されます。

## 個人市民税 均等割・所得割の 非課税基準の改定

生活保護基準の改定により市  
 民税非課税基準が改正されまし  
 た。今回の改正では、控除対象  
 配偶者または扶養親族がいる場  
 合に加算される加算額が表3の  
 とおり改定されることになりま  
 した。

## 配偶者の均等割額の 非課税廃止

夫婦ともに市内に住んで  
 いて、夫が均等割(年税額  
 4,000円)を課税されている  
 場合の妻の均等割については、  
 平成17年度は半額の2,000  
 円でしたが、18年度以降は  
 4,000円と全額課税される  
 こととなりました。

なお、均等割には非課税限度  
 額制度があり、所得金額が一定  
 金額以下の人には課税されませ  
 ん。

※市・県民税の税制改正につ  
 いてくわしくは税務課(☎  
 201513)へ。

【表2】 高齢者非課税措置の段階的廃止

		18年度	19年度	20年度
所得割課税額		3分の1	3分の2	全額
均等割課税額	県民税	300円	600円	1,000円 (全額)
	市民税	1,000円	2,000円	3,000円 (全額)

【表1】 公的年金控除の改正点

	改正後	
	公的年金等の 収入金額	所得金額
65歳以上の 人	330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円

※65歳未満の人の算出方法は変更ありません。

【表3】 個人市民税非課税基準の改定

区分	改正前	改正後
均等割	28万円 × (本人 + 控除対象配偶者と扶養親族数) + 17万6千円	28万円 × (本人 + 控除対象配偶者と扶養親族数) + 16万8千円
所得割	35万円 × (本人 + 控除対象配偶者と扶養親族数) + 35万円	35万円 × (本人 + 控除対象配偶者と扶養親族数) + 32万円

